東北自動車道の取材活動に関する細目協定

宮城県警察(以下「県警」という。)、日本道路公団東京第二管理局(以下「公団」という。)及び宮城県警察本部記者クラブ加盟報道機関各社は、「警察庁、日本道路公団、日本新聞協会、及び日本民間放送連盟各社が高速自動車国道に関する取材活動について申し合わせた事項」(昭和43年6月14日)を確認の上、東北自動車道における交通事故等の取材に関する細目について、次のとおり申し合わせを行い、互いにこれを尊重し、協力する。

1 東北自動車道における交通事故等に関する連絡(資料の提供)の窓口は、県警広報管理官、又は県警高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)とする。

交通事故等の発生の際は、現場からの無線連絡に基き、県警通信指令課から記者クラブへすみやかに第1報をするものとする。

- 2 交通事故等の現場写真は、県警高速道路交通警察隊員が撮影し、加盟各社から要望が あつた場合、高速隊において提供するものとする。但し、状況によつては、県警が別途 便宜を図る。
- 3 交通事故等により、インターチエンジが閉鎖された場合における車両による取材は、 県警と公団が、報道各社に便宜をはかる。
- 4 前記3の取材については、高速隊の広報担当者が応ずる。
- 5 使用する車両には、原則として公団発行のステッカーを標示するほか、社旗を用い、 取材要員は自社の腕章をつけるものとする。
- 6 本協定の改正は、県警、公団、報道機関の3者が協議のうえ、行うものとする。 附 則

インターチエンジを閉鎖しない場合の現場取材についてはさらに検討する。

この細目協定は、昭和48年11月27日から実施する。

昭和48年11月27日

朝日新聞仙台支局長 梅村鏡 次 NHK東北本部長 金 沢 吉之助 河 北 新 報 社 編 集 局 長 二階堂 義 孝 共同通信社仙台支社長 猪又久夫 産経新聞社仙台総局長 松田義則 時事通信社仙台支局長 雄 佐藤信 仙台放送制作報道局長 二階堂 宏 東北放送報道制作本部長 今 野 忠 豊 日本経済新聞社仙台支局長 泉 毎日新聞社仙台支局長 雄 藤田幸 宮城テレビ業務局長 大多田 唯 雄 読 売 新 聞 社 東 北 総 局 長 守屋健郎 日本道路公団東京第二管理局長 西浦義幸 廣 山 紫 宮城県警察本部長 朗